

平成29年4月5日

宮崎県 県土整備部
管理課長 殿

〒883-0004 日向市浜町 3-29

黒木紹光

TEL・FAX0982(95)0002

申入追加修正書

表題の件、以下の事実及び理由に基づき、しかるべき対応を求めます。

第1部 事実

平成29年3月27日付日向市「質問書について（回答）」によりますと、「平成10年新築時の完了検査の記録はありません。」とのことです。

実は、A社から引渡し後に渡された完成図書ファイルにも、検査済証が含まれていません。私は、日向市の回答を目にするまで、完了検査は行われていたが、A社が、完成図書ファイルにファイルするのを忘れていた、と理解していました。しかし、このふたつの事実から、県による完了検査が行われていないことを認識した次第です。

つまり、完了後4日以内に完了検査の申請が義務付けられていますが、建築主株式会社リマークコーポレーションの代理者であるA社社員〇〇〇〇氏が申請を怠ったか、申請をしたにも拘らず、県が検査をしなかったこととなります。

第2部 理由

結果として、完了検査が行われていない事実から、完了検査申請を怠った建築主株式会社リマークコーポレーションは、建築基準法第7条違反に該当しますが、この責任は代理者であるA社社員〇〇〇〇氏が負わなければなりません。

また、当時、建築工事の検査業務を担っていたのは県であり、その管理監督責任が当然のこととして、完了検査申請を怠った業者に対する是正を怠った県も、責任を負わなければなりません。

第3部 求める対応

1. まず、完了検査が行われたかどうか、及び完了検査の申請が行われたかどうかをご確認ください。すなわち、物的証拠のことです。

物的証拠がなく、共に行われていない事実を認識せざるを得ないなら、建築主株式会社リマークコーポレーション及びA社社員〇〇〇〇氏に対する処分がどうなるのか、教えてください。

2. また、その場合、平成9年11月11日に県より確認済証が交付されていますので、事務的には、完了検査が終了していない今現在も工事中物件扱いとなりますが、間違いございませんか？お答えください。

3. さらに、平成29年3月24日付で日向土木事務所から「当事務所が回答できる立場にありません。」との回答をいただいておりますが、完了検査申請及び完了検査の事実確認をすることなく当該回答をしたと理解できます。

社会一般通念上は、事実確認をした上で「回答できる立場かどうか」を判断するというのが常識であり、実務上の最低のルールだとされていますが、そうした常識や最低のルールすら無視しているなら、それは同時に、恣意的な不作為によって私の権利行使の妨害を図っていると解釈されますので、刑法193条（公務員がその職権を濫用して、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害したときは、2年以下の懲役又は禁錮に処する。）に抵触したものです。

見解をお答えください。

4. また、このように情報開示に消極的で非協力的な理由とは、公共の福祉増進より県職員の自己利益の実現を優先するものですが、これは、河野知事の方針ですか？それとも、宮崎県の古くからの伝統ですか？お答えください。

尚、本回答につきましても、前申入書に対する回答と合わせて、実施期限4月7日午後5時までにお問い合わせをお願いします。

以上